

# 新型コロナウイルスに関するお知らせ

感染拡大防止にご協力いただきありがとうございます。日常生活と感染拡大防止対策を両立させていくため、引き続きご協力をお願いします。

## がんばろう さいたま！ みんなで取り組もう新しい生活様式

引き続き「3つの密」を避けるとともに、一人ひとりができるなどを実践しましょう。

### 感染防止の3つの基本

#### 身体的距離の確保



#### マスクの着用



#### 手洗い



この他にも、こまめな換気や毎朝の体温測定・健康チェックなど、「新しい生活様式」の実践をお願いします。詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_newlifestyle.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_newlifestyle.html)



### ■マスク着用時は熱中症に注意しましょう

マスクをついていると、のどの乾きを感じにくく、熱がこもりがちになります。  
熱中症にならないために、次の点に気をつけましょう。

- マスク着用時は、強い負荷の作業や運動は避ける
- のどが乾いていなくてもこまめに水分補給する
- 人との距離を十分にとれる場所で、マスクを外して休憩する
- 屋外で2メートル以上、人との距離を確保できる場合はマスクを外す



### ■自分や大切な人をまもるため、接触確認アプリなどを活用しましょう

新型コロナウイルス接触確認アプリ  
(略称COCOA)

新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性がある場合に、スマートフォンで通知を受け取ることができます。

詳しくは、厚生労働省のホームページをご覧ください。



埼玉県LINEコロナお知らせシステム

不特定多数の人が利用する施設や店舗などに掲示された二次元コードを読み取ると、その施設等で新型コロナウイルス感染症の陽性者が発生した場合、情報を受け取れます。

詳しくは、県ホームページをご覧ください。



市報さいたま8月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。



## 健康面で不安な方は一人で悩まずご相談ください

一般的な  
問合せ

各区保健センター 電話番号・ファックス番号は区版の5ページに記載しています。

厚生労働省の電話相談窓口 ☎0120・565653(9時～21時)、Fax 03・3595・2756

感染が  
疑われる場合

### 帰国者・接触者相談センター

▶息苦しさや強いだるさ、高熱などの強い症状、又は熱や咳などの比較的軽い風邪症状が続いている方

☎782・5225(日曜日を除く、9時～17時)、Fax 840・2230

▶熱や咳などの風邪症状があり、高齢者や重症化リスクの高い方、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触歴がある方、海外から帰国した方

☎840・2220(8時30分～17時15分)、Fax 840・2230

※上記以外の時間は、県民サポートセンターへ。 ☎0570・783・770(24時間)、Fax 830・4808

不安・ストレス  
などの心の悩み

こころの健康センター ☎762・8548(土・日曜日、祝・休日を除く、9時～17時)、Fax 711・8907

## 1人につき10万円の特別定額給付金の申請は8月31日(月)までです

基準日(令和2年4月27日)において住民基本台帳に記録されている方を対象に、その方が属する世帯の世帯主へ、1人につき10万円を給付します。

### 郵送申請

申請方法 お届けした申請書に、同封の記入例を参考にご記入いただき、必要書類とともにご返送ください。申請書をお持ちでない方は、市ホームページからダウンロードいただくか、下記相談ダイヤルにお問合せください。※市役所や区役所の窓口では、受付を行っていません。申請書は必ず郵送でご提出ください。

申請期限 8月31日(月) (消印有効)

問合せ さいたま市特別定額給付金相談ダイヤル ☎829・1649、Fax 829・1944  
特別定額給付金コールセンター(総務省) ☎0120・260020



## 新型コロナウイルスに便乗した詐欺・悪質商法にご注意ください

### ■不審電話などによる特別定額給付金を装った詐欺

市職員などが次のことは絶対に行いません

現金自動預払機(ATM)の操作をお願いすること 手数料の振り込みを求めるこ

メールを送り、URLをクリックして申請手続きを求めるこ

少しでもおかしいと感じたら、最寄りの警察署又は警察相談専用電話(☎#9110)などに早めにご相談ください。

**自動通話録音装置を貸し出します** 【申請期間 8月19日(水)～9月18日(金)】

警告メッセージを発信することで、犯人に通話を断念させ、被害を未然に防ぐことが期待できます。

対象 市内在住で、日中に65歳以上の高齢者のみとなる世帯など 貸出台数 500台(抽選)

申請書 各区情報公開コーナー、各支所・市民の窓口、各公民館で配布中 ※市ホームページでダウンロードもできます。

問合せ | 市民生活安全課 ☎829・1219、Fax 829・1969

### ■マスクの送り付け商法などの悪質商法

新型コロナウイルス感染症に便乗した悪質商法が発生しています。不安に感じたときや困ったときは、市内各消費生活センター又は消費者ホットライン(☎188)などに早めにご相談ください。

問合せ | 消費生活総合センター 相談専用電話 ☎645・3421、Fax 643・2247

7月13日時点の情報をもとに作成しています。

## 個人向け 経済的な問題で生活にお困りの方

### 給付 住居確保給付金

離職等により住居を喪失又はその恐れがある場合、求職活動を行うことなどを要件に、一定期間、家賃相当額(上限あり)を家主等に直接支給します。

相談受付 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～17時

問合せ | 生活自立・仕事相談センター(各区福祉課内)  
各区役所の代表電話番号・ファックス番号  
(総務課)は14ページに記載しています。



### 貸付 生活福祉資金貸付制度における特例貸付

休業等により収入が減少した世帯を対象に、貸付制度の特例措置を実施しています。※感染拡大防止のため、電話で相談を受け付けています。また、貸付の審査、決定には一定の期間を要します。なお、貸付できない場合もあります。

予約受付 | 月～金曜日(祝・休日を除く) 9時～16時

問合せ | 市社会福祉協議会(予約専用電話)  
☎827・3005、☎835・5282



### 給付 傷病手当金

国民健康保険・後期高齢者医療制度の被保険者で、令和2年1月1日～9月30日に新型コロナウイルスに感染した、又は発熱などの症状で感染が疑われ、会社等を休んだことで給与収入が得られなかつた方を対象に、傷病手当金を支給します。

問合せ | 各区保険年金課

各区役所の代表電話番号・ファックス番号(総務課)は  
14ページに記載しています。

### 給付 ひとり親世帯臨時特別給付金

種別	対象	手当額
基本給付	①令和2年6月分の児童扶養手当が支給される方 ②公的年金等を受給しており、2年6月分の児童扶養手当の支給が全額停止される方 ③新型コロナウイルスの影響で家計が急変するなど、収入が児童扶養手当受給者と同じ水準となっている方 ※②・③は申請が必要です。	1世帯5万円、 第2子以降1人につき3万円
追加給付	基本給付対象者①・②に該当する方のうち、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入が減少した方 ※申請が必要です。	1世帯5万円

支給時期 | 基本給付…①7月27日(月)、②・③8月以降  
追加給付…8月以降

問合せ | ひとり親世帯臨時特別給付金コールセンター  
☎0120・776・611

## 事業者向け 中小企業などの経営等にお困りの方

### 小規模企業者・個人事業主給付金

市内の小規模企業者・個人事業主で、売上が減少している事業者を対象に、10万円を支給します。詳しくは、14ページをご覧ください。

申請期限／8月28日(金)

問合せ | 産業展開推進課  
☎829・1349、☎829・1944

### 持続化給付金

感染症拡大により特に大きな影響を受けている事業者を対象に、事業全般に広く使える給付金を支給します。

問合せ | 持続化給付金事業コールセンター  
☎0120・115・570【8時30分～19時】

### 雇用調整助成金(特例)

事業者が労働者の雇用維持を図った場合に、休業手当等の一部を助成します。※雇用調整助成金の申請費用を補助します。詳しくは、14ページをご覧ください。

問合せ | 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金  
コールセンター ☎0120・60・3999  
ハローワーク 大宮☎667・8609、浦和☎832・2461

### 小規模事業者持続化補助金(事業再開枠)

小規模事業者持続化補助金の交付を受ける事業者を対象に、業種別ガイドラインなどに基づく、消毒や間仕切り、体温計購入等の感染防止対策の経費について、50万円を上限に補助します。

問合せ | 日本工商会議所 小規模事業者持続化補助金事務局  
☎03・6447・5485  
【土・日曜日、祝・休日を除く、8時30分～19時】

### 家賃支援給付金

5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、地代・家賃(賃料)の負担を軽減する給付金を支給します。

問合せ | 家賃支援給付金コールセンター  
☎0120・653・930【8時30分～19時】

### 埼玉県中小企業・個人事業主等家賃支援金

感染症拡大により売上が減少した県内テナント事業者やテナントの家賃を減額した県内不動産のオーナーなどを対象に、支援金を支給します。

問合せ | 県中小企業等支援相談窓口  
☎0570・000・678

市報さいたま8月号に掲載しているイベント情報などは、新型コロナウイルスの影響により、変更となる場合があります。詳しくは、市ホームページ又は各問合せへ。

## 市税、各種保険料、公共料金などの猶予・減免・控除

新型コロナウイルス感染症の影響により、納付や支払いが難しいときは、申請などによって減免等を受けられる場合があります。

### 市税等の猶予

事業等に係る収入が大幅に減少(前年同期比で概ね20%以上)するなど一定の要件を満たした場合、無担保かつ延滞金なしで、1年間徴収猶予します。

問合せ | 各市税事務所納税課  
北部 **646・3081**、**FAX 646・3121**  
南部 **829・1732**、**FAX 829・1964**

### 固定資産税・都市計画税の軽減

厳しい経営環境にある中小事業者等を対象に、令和3年度分の固定資産税・都市計画税の軽減などを実施します。

問合せ | 固定資産税課  
**829・1576**、**FAX 829・1986**

### 保険税（料）の猶予・減免

国民健康保険税……一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免します。※要件などの詳細は、7月に送付した納税通知書同封のチラシをご覧ください。

後期高齢者医療保険料……一定程度の収入が減少した方などを対象に、減免・納付猶予します。

問合せ | 各区保険年金課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号（総務課）は14ページに記載しています。

### 介護保険料の猶予・減免

事業収入等が減少（前年の30%以上）するなど、一定の要件を満たす方を対象に、減免・納付猶予します。

問合せ | 各区高齢介護課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号（総務課）は14ページに記載しています。

### 水道料金・下水道使用料の猶予

支払いが困難な場合は、支払いを猶予します。

問合せ | 水道局電話受付センター  
**665・3220**、**FAX 665・5536**  
各水道営業所  
北部 **714・9905**、**FAX 653・0089**  
南部 **714・9915**、**FAX 832・2899**

### 軽自動車税の軽減

購入時に支払う環境性能割を軽減する特例措置を令和3年3月31日まで延長します。

問合せ | 市民税課  
**829・1913**、**FAX 829・1986**

### 個人市民税等の控除

寄附金控除…中止や延期などとなった一定のイベントについて、払戻しを受けなかったチケット代金等を個人市民税等の寄附金控除の対象とします。

住宅ローン控除…住宅建設の遅延などにより、令和2年12月末までに入居ができなかった場合でも、3年12月末までに入居するなど、一定の要件を満たすときは同等の控除を受けられます。

問合せ | 市民税課  
**829・1913**、**FAX 829・1986**

### 国民年金保険料の免除・猶予

次の全てを満たす方を対象に、免除・納付猶予します。

▶令和2年2月以降に収入が減少した ▶令和2年の所得が、全額免除、一部免除、納付猶予及び学生納付特例に該当する水準になることが見込まれる ※申請には所得の申立書（臨時特例用）の添付が必要です。また、学校側の都合で在学証明書などが添付できない場合でも、学生納付特例の申請を受け付けます。

問合せ | 各年金事務所  
大宮 **652・3399**  
浦和 **831・1638**  
春日部 **737・7112**  
各区保険年金課 ※各区役所の代表電話番号・ファクス番号（総務課）は14ページに記載しています。

### その他の公共料金

支払いが困難な場合は、各事業者へ相談してください。

問合せ | 各電気・ガス・電話など加入・契約している事業者

新型コロナウイルスに関する最新情報は、市ホームページをご覧ください。  
また、テレビ埼玉のデータ放送でも市からのお知らせをご覧いただけます。



詳しくは、危機管理課（**829・1125**、**FAX 829・1936**）へ。

7月13日時点の情報をもとに作成しています。